

# 令和3年度第12回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年3月10日(木)			
招集場所	日南町総合文化センター 多目的ホール			
開会時間	13時30分	閉会時間	14時53分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
	5番	内田章久	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員				
議事録署名委員				
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	令和4年度 標準農作業賃金(案)について
協議第2号	活動記録簿への記入について
7. そ の 他	

8. 閉 会		
開 会	松本事務局長	皆さんこんにちは、皆さんお揃いになりましたので、令和3年度 第12回 日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨 拶	議 長	<p>皆さんこんにちは、今月が冬季時間開催の最後の月で午後の開催です。</p> <p>先月皆様に報告いたしました、3月2日開催された町議会の席で、町長施政方針の中で農家支援について、農業委員会と協議した通りの10a当たり4,000円、町全体で2,700万円の支援策が公表されたことをまずご報告いたします。</p> <p>世界中が新型コロナに翻弄されているときにウクライナへのロシア侵攻に誰もが耳を疑うニュースに唖然とするところです。</p> <p>20世紀は戦争の時代といわれるように世界各所に於いて紛争が勃発しています。主だった戦争をみると、1904年には日露戦争が始まり、1912年にはバルカン戦争、1914年には第一次世界大戦が始まり、25か国が参戦。1937年には支那事変といわれる日中戦争が勃発、9年間もの戦いとなっています。そして1939年には第二次世界大戦が始まり、日本・ドイツ・イタリアを中心とした三国同盟とイギリス・ソビエト・中華民国・アメリカなどの連合国との間で6年もの長きにわたり戦われました。</p> <p>1948年には中東戦争勃発、1950年には朝鮮戦争が始まり未だ終結していません。皆さんの記憶にも残る1960年に始まり1975年までのベトナム戦争、1990年の湾岸戦争があります。21世紀に入っても2003年にはアメリカ合衆国を中心としたイギリス、オーストリア、ポーランド等の有志連合が国連決議違反を理由として、イラクへの軍事攻撃をしました。こうして20世紀の戦争の歴史年表を見れば100年間、戦争・紛争の無い年がないほどに数多くの戦争があります。</p> <p>この度、ロシアがウクライナへ侵攻して早2週間となります。日南町農業委員会としてロシア侵攻に厳しく抗議批判し、今回の紛争が知恵と見識ある人の下に早い解決を望みたいと思います。</p> <p>以上を申し上げまして、令和3年度第12回 日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、7番、稲田農業委員、8番、吉川農業委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 幹	<p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。本日は1件の報告をさせていただきます。</p> <p>報告番号1、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、対象の農地が△△×××番地の他合わせて5筆、面積合計が1999㎡、変更前の契約期間が平成28年7月11</p>

		<p>日から令和8年7月10日までになっておりますが、令和9年3月31日まで契約期間を延長するというものになります。こちらにつきましてはこの後の合意解約、議案3号の配分計画でも皆様にご報告、協議をさせていただくものでもありますが、この度耕作者の変更を予定されているものになります。元々の契約では年度途中で契約期間の満了ということで小作料の計算や支払いが分かりにくいということから年度末まで延長することです。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第2号	議 長	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は9件の合意解約の届出が出ております。</p> <p>初めに申請番号1から申請番号5までに関してですが、年末ごろに△△町から耕作をしに来られている〇〇〇さんのご家族から、〇〇〇さんが体調を崩されて今年以降農業等に従事することが難しいという相談がありました。この連絡を受けて1月31日に地元の中山間の協定の代表の方、農業委員、推進委員に集まってお話しして、今後の耕作の在り方について協議をさせていただきました。その後、農家の方に農地の交換や集約等の相談をさせていただき今回の届出となっております。これに併せて△△の〇〇〇さんからも体調不良に伴い今後の農業に対して不安があるというご相談があったことからこちらも含めて、農地の交換、集約、集積等お願いし今回届出を出していただいた流れになります。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の他合わせて5筆、面積合計が1999㎡、賃貸人が鳥取県農業農村担い手育成機構、賃借人が△△の農事組合法人□□□、平成28年7月11日から令和8年7月10日までの契約期間ですが、解約後、株式会社□□□が耕作予定です。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が2115㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が△△町の〇〇〇さん、平成30年2月1日から令和5年1月31日までの契約期間ですが、解約後、〇〇〇さんが耕作予定です。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が△△×××番地の他合わせて4筆、面積合計が4558㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△町の〇〇〇さん、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの契約期間ですが、解約後、〇〇〇さんが耕作予定です。</p> <p>申請番号4、農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が2949㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△町の〇〇〇さん、平成30年2月1日から令和5年1月31日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人□□□が耕作予定です。</p> <p>申請番号5、農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が1323㎡、</p>

		<p>賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△町の〇〇〇さん、令和3年1月1日から令和12年12月31日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人口〇〇〇が耕作予定です。</p> <p>申請番号6、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が8096㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が△△の農事組合法人口〇〇〇、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの契約期間ですが、解約後、〇〇〇さんが耕作予定です。</p> <p>申請番号7、申請番号8ですが、こちらは賃借人の〇〇〇さんがお亡くなりになられたことを受け、地元の中山間の協定代表の方と協議をさせていただきまして、合意解約、その後所有者の方が管理されるということで話し合いがつきましたので申請があったものになります。</p> <p>申請番号7、農地の所在地が△△×××番地の他合わせて5筆、面積合計が4738㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さんです。</p> <p>申請番号8、農地の所在地が△△の×××番地の田が1筆、面積が3344㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さんです。</p> <p>申請番号9、農地の所在地が△△×××番地の他合わせて4筆、面積合計が3738㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの契約期間ですが、解約後、所有者が管理ということで届出が出ております。</p> <p>以上9件、25筆、面積合計が32860㎡となっております。以上です。</p>
	議長	<p>報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。</p>
議案第1号	議長	<p>続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。</p>
	主幹	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。本日は1件の協議をお願いいたします。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、畑が3筆、面積合計が540㎡、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△県の〇〇〇さん、3条の売買の申請ということで届出があったものになります。こちらにつきましては、2月の総会において、1アール未満の下限面積の特例ということで申請を出させていただいたところになります。資料剥ぐっていただきまして中間図、字切図、現地の写真につきましては、その時の申請と同じものを使わせていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。こちらの3筆と、宅地、家屋、隣接する山林を含めて合計◇◇◇万円で売りたいということです。家屋につきましては、空き家バンクを通じての売買ということになっております。以上です。</p>
	議長	<p>議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。(丸山推進委員挙手) 丸山推進委員。</p>
	丸山推進委員	<p>参考までにお尋ねしたいのですが、空き家バンクを通して◇◇◇万円で売りたいということですが、家屋は写真が載っておりますし、農地について</p>

		もわかりましたが、山林についてはどの程度あってトータルで◇◇◇万円だったのかお聞きしたいと思います。
	主 幹	失礼します。隣接する山林ということで、山林の面積としては 580 ㎡ということで書類をいただいております。価格につきましては、あくまで所有者の方と購入者の方との協議となりますので、町としましては情報の仲介のみとなっておりますので、こちらから適正価格等の情報等は出しておりません。双方で協議された価格ということで聞いております。以上です。
	丸山推進委員	ありがとうございました。
	議 長	議案第 1 号について、その他ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 幹	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料剥ぐっていただきましたところに集積の総括表も付けさせていただいておりますので、併せてご覧いただけたらと思います。本日は機構を通じた新規の契約が 3 件、相対の新規の契約が 11 件、相対の再設定の契約が 4 件、併せて 18 件、86549 ㎡の内容となっております。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 1103 ㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻作付で水張反当◇◇◇円、令和 4 年 5 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 12 年 7 ヶ月となります。こちらの日付につきまして、機構を通じての契約は 2 ヶ月先の 1 日付けにしてほしいということで機構のほうから連絡がありましたので、4 月ではなく 5 月 1 日とさせていただいております。また、終了につきまして 11 月 30 日となっておりますが、この農地以外にも農地があり、既に貸付をされておられそれらの終期が 11 月 30 日となっておりますので、合わせてほしいということで届出がなされたものになります。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 3 筆、面積合計が 4046 ㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻作付で水張反当◇◇◇円、令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 2 年 8 ヶ月となります。</p> <p>申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて 4 筆、面積合計が 5375 ㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻作付で水張反当◇◇◇円、令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 9 年 11 ヶ月となります。</p> <p>申請番号 4 から相対の新規の契約になります。</p> <p>申請番号 4、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 2115 ㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水稻作付で水</p>

張反当◇◇◇円、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの10ヶ月となります。こちらの契約について期間が短くなっておりませんが、先ほど報告いたしました、〇〇〇さんの契約期間の残りまでして、また地主の方と協議をして決めていきたいということで今回の契約が10ヶ月ということになります。

申請番号5、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて4筆、面積合計が4558㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水稲作付で全体◇◇◇kgの物納、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの2年9ヶ月となります。

申請番号6、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1323㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人□□□、水稲作付で水張反当◇◇◇円、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

申請番号7、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が2949㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人□□□、水稲作付で水張反当◇◇◇円、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

申請番号8、農地の所在地が△△×××番地と×××番地、田と原野が1筆ずつ、面積合計が2159㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人□□□、水稲作付で水張反当◇◇◇円、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

申請番号9、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて3筆、面積合計が4438㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が農事組合法人□□□、水稲作付で水張反当◇◇◇円、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

申請番号3から申請番号9までの契約が△△地域の協議の結果での集積ということになります。

申請番号10から申請番号13までの契約についてこれまで農事組合法人□□□が耕作をされていたところになります。契約期間が満了になることから契約更新の通知を送らせていただきましたところ、去年の12月で法人を解散されたということで話を伺いました。今後は構成員であった〇〇〇さんと〇〇〇さんとそれぞれで耕作をされるということで届出がありました。ですので、新規ということで契約をさせていただいております。

申請番号10、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が8096㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△市の〇〇〇さん、水稲作付で水張反当◇◇◇円、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

申請番号11、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて7筆、面積合計が8023㎡、貸付人が△△町の〇〇〇さん、借受人が△△市の〇〇〇さん、水稲作付で使用貸借権、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

	<p>の3年間となります。</p> <p>申請番号12、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて8筆、面積合計が10690㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△市の〇〇〇さん、水稻作付で水張反当◇◇◇kgの物納、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。</p> <p>申請番号13、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて7筆、面積合計が9552㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△市〇〇〇さん、水稻作付で、使用貸借権、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。</p> <p>申請番号14、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が3767㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水稻作付で全体◇◇◇kgの物納、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの2年9ヶ月となります。</p> <p>以下申請番号15から申請番号18までが相対の再設定の契約内容となっておりますので、お読み取りいただけたらと思います。資料剥ぐっていただきましたところから新規の相対の契約をされる方の経営状況等のまとめた資料をつけさせていただいておりますので、併せてご覧いただけたらと思います。以上です。</p>
議長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(3番 加藤農業委員挙手) 3番、加藤農業委員。</p>
加藤農業委員	<p>申請番号10からの借受けられる人は△△市の方のようですが、実際に△△から来られて耕作されるんですか。</p>
主幹	<p>失礼します。申請番号10から申請番号13の耕作者の〇〇〇さんですが、これまでも住所は△△市ですが、帰って農業をされておられたということで伺っております。現在も住所は△△市で勤務先も△△市ですが、こまめに日南町に帰ってきてこれまで通り農業をするということで、今回個人で受けられるということで伺っております。これまで、農事組合法人□□□でも中心的な耕作者として作業をしてくださっていた方になります。実質的には再設定に近い内容にはなっていますが、新たに個人で受けられるということで新規の契約としております。</p>
加藤農業委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。その他、ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(2番 浅田農業委員挙手) 2番、浅田農業委員。</p>
浅田農業委員	<p>失礼します。申請番号10から申請番号13の小作料についてですが、使用貸借権があったり、物納があったり、反当◇◇◇円があったりと統一性がないように感じますが、こういった基準があるのかご存じでしょうか。</p>
主幹	<p>失礼します。契約の中身につきましては、以前の農事組合法人□□□が契約していた同じ内容ということで伺っております。小作料の中身については調べておりませんが、契約の内容につきましては、変更しておられ</p>

		ません。
	議 長	よろしいですか。
	浅田農 業委員	使用貸借で使ったり、幅があるというか、小作料に違いがありすぎるんじゃないかと思いました。
	議 長	(8番 吉川農業委員挙手) 8番、吉川農業委員。
	吉川農 業委員	質問されておりませんが、補足をしておきます。先ほど事務局から説明がありました通り、〇〇〇さんが農事組合法人□□□での中心的な作業者ということですが、従来から本人所有の機械でほとんどの作業を〇〇〇さんが行っておられましたので、実質的な作業形態は変わらないと思っております。小作料についてですが、この辺りは非常に水の便利が十分でないところや、水がないわりにフケ田で作業に困難な場所など、比較的作業がしやすい場所や作業しにくい場所など田んぼの条件に差があります。そのあたりも含めて地主の方も納得しての契約を続けていくというように思います。機械作業は〇〇〇さん一人でも十分できますが、畦畔を含めた全体的な農地管理で若干大変な部分もあり、余分なことながら、周辺のがんばれる農家の方に草刈り等の応援をやってもらえないかということをお願いしている状況です。
	議 長	ありがとうございました。 議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議 長	議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 幹	議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっていただきましたところに集計表をつけさせていただいておりますので、ご覧いただけたらと思います。今回3月10日の集計について配分率が100%以上となっておりますが、報告1号、報告2号の合意解約等で報告したものの配分のみ付け加えたものがありますので、集積以上の配分ということですので100%以上の配分率となります。 整理番号1、権利の設定を受ける者が△△の農事組合法人□□□、設定する農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1103㎡、令和4年5月1日から令和16年11月30日までの12年7ヶ月、水張反当□□□円で配分するものになります。 整理番号2、権利の設定を受ける者が△△の農事組合法人□□□、設定する農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が4046㎡、令和4年5月1日から令和6年12月31日までの2年8ヶ月、水張反当◇◇◇円で配分するものになります。

		<p>整理番号 3、権利の設定を受ける者が△△の株式会社□□□、設定する農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて 9 筆、面積合計が 7374 m<sup>2</sup>、土地の所有者ごとに期間が変わっておりますが、〇〇〇さんの農地につきましては令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 9 年 11 ヶ月間、〇〇〇さんの農地につきましては令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 4 年 11 ヶ月間、いずれも水張反当□□□円で配分するものになります。</p> <p>以上 13 筆、12523 m<sup>2</sup>の配分となります。資料剥ぐっていただきまして、経営状況等わかる資料をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。
	議 長	その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第 1 号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 令和 4 年度 標準農作業賃金(案)について事務局お願いします。
	主 幹	<p>協議第 1 号 協議第 1 号 令和 4 年度 標準農作業賃金(案)についてです。こちらにつきましては 2 月 10 日の総会後に農政部会で協議をさせていただいたものになります。改定の内容としまして、これまで春と秋の 2 回に分けてそれぞれ決定し公表する形にしておりましたが、近隣の市町村が 1 年分をまとめて公表されておりそういった状況に合わせるということで、今回から 1 年分の公表にしたいと考えるものです。また、最低賃金の価格が年々上昇していることから農作業単価を最低賃金以上の計算をさせていただいております。ですので、令和 3 年のところの 6,500 円から 7,500 円としておりましたが、こちらを 6,600 円から 7,500 円とさせていただきたいと考えております。社会情勢といたしましては燃料費の高騰等がありますが、一方では米価の下落という状況もあり作業賃を全体に上げるのは難しいのではないかと意見もいただいております。また、令和 2 年には田植えの作業賃を 100 円アップするなどの値上げも行っている状況もあります。近隣の自治体の情報等収集いたしました。価格の見直しや変更等の情報はありませんでした。これらのことを鑑みてこのような形での作業賃金(案)として出させていただけたらと思っております。</p> <p>公表の方法としましては、ホームページに掲載することと、3 月に発行を予定しております「いなほ 78 号」に掲載したいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>(8 番 吉川農業委員挙手) 8 番、吉川農業委員。</p>
	吉川農業委員	今回はこれでいかにざるを得ない状況だと思えますが、草刈作業の 1 時間当たり 1,500 円という単価で計上してありますが、基本的な作業の形態は

		刈払い機を使用しての賃金ということでのイメージだと思いますが、今後、ラジコン草刈り機等を使った高能率な草刈り作業ができる人が畦畔の草刈りを請け負っていくこともあると思います。そういった高能率な機械を使っている草刈り作業の作業単価、設定も吟味して計上していただければ請け負う方も気軽に取組めるのではないかと思います。いかがでしょうか。
	主 幹	ご意見いただきました内容につきましては事務局だけで決められる内容ではありませんので、また農政部会での協議をお願いしたいと思っておりますし、近隣の状況等、近年のドローン作業も増えておりますので、そういった情報収集もしておりますが、近隣の状況としてはあまり情報がありません。しかし、他の市町村を待っているのは町としての作業が遅れても意味がありませんので、県の指導を仰ぐ、他県の情報等も収集したいと思いますので、今後の宿題ということで取り組ませていただけたらと思います。よろしく申し上げます。
	議 長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
協議第2号	議 長	協議第2号 活動記録簿への記入について事務局お願いします。
	主 幹	<p>協議第2号 活動記録簿への記入についてです。本日机の上に配布しておりますホッチキス止めの資料をご覧いただけたらと思います。こちらにつきまして議案の資料は鳥取県農業会議からいただきました資料の抜粋をつけております。農水省経営局長通知ガイドラインの概要ということで、上げさせていただいておりますが、農地の利用最適化活動に対する目標、考え方、取組み方のガイドラインについて見直しがなされたものになります。</p> <p>特に変わってくる場所は、資料剥ぐっていただきましたところの6, 成果目標の設定についてのところです。毎年5月から6月ごろにかけて農業委員会の活動目標、点検評価をご協議いただいている項目のところです。国の目標である農地の集積、最適化の目標といったものが難しいという現状もあり、国としては全国的に農業委員会頑張れということで高めの目標を設定するよということによってガイドラインが出たというように思っていたらと思います。日南町の活動目標や点検評価については4月以降の農業委員会総会でご相談させていただきたいと思っておりますが、これまでの現実的な数字だけではなくて、集積目標80%に至るにはどうすればいいのか、割り戻してみても5年間で毎年どれくらい集積をしていかなければいけないのかというようなことから出していくような目標を上げなさいというガイドラインとなっております。</p> <p>次のページの新たな農地利用最適化に向けてというところですが、これまでも農業委員、推進委員の皆さんには、地域での話し合い活動、農家の情報収集などの活動はしていただいておりますし、その活動については活動記録簿で提出いただいておりますが、これだけにとどまらずそれ以外の活動もされていると思いますので、そういった細かな活動もしっかり書いて</p>

	<p>ほしいということです。また活動の記録を出すだけではなくて、地域ごとに目標や月ごとの活動日数の目標を定めてもっと積極的に活動してほしいということが国の目標だそうです。そういったこともありまして、本日机の上に配布しておりますが、これまでの月ごとの記録簿から毎日の日報のような記録簿に令和4年度以降変わっていくそうです。現在記入していただいている活動記録簿の冊子ですが、新しいガイドラインに則した冊子が発行されておらず、まだ事務局にも届いておりません。届くのが4月以降ということになっておりますので、3月、4月の活動につきましては、本日配布の用紙に記入していただいて総会の時に持ってきていただきたいと思っております。</p> <p>また、活動につきましては、自分の家の田んぼの水を見に行った際にイノシシが出ているところを発見したとか、ご近所さんと立ち話をした際に困りごとの相談を受けたなど、小さなことから書いていくような日報になっておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それ以降のページですが、結構細かく書いてありまして、月に約10日程度の活動が行われるというような形で国は考えているようです。ただ、現実的ではないのではないかとという意見もありまして、日南町としてもただ負担が増えるだけではないかとということを県の農業会議を通じて意見を上げさせていただいている状況ではあります。ただ国のガイドラインとしては令和4年4月からこれで行きますということしか言われておりませんのでご負担をおかけしますが、活動記録簿については細かく書いていただくということで、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (2番 浅田農業委員挙手) 2番、浅田農業委員。</p>
浅田農業委員	<p>すいません、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、来月の委員会で提出するということですか。</p>
主幹	<p>これまで、活動記録簿を提出していただいていると思っております、その代わりに3月中の活動を記入していただいて、4月の総会の際にその用紙で提出いただけたらと思っております。新しい冊子が届いた際にはお渡ししたいと思っておりますが、4月10日に届くかという情報がありませんので、来月もコピーした用紙をお渡しすることになるかと思っております。</p> <p>1年位前にアンケート調査ということで2、3ヶ月分細かく書いてくださいということをお願いしたことがあったと思っております。それが毎日、毎月するようになったということです。</p>
浅田農業委員	<p>ちなみにこれは、1ページに2日分印刷してありますが。</p>
主幹	<p>そうです。裏表ありますので、1枚で4日分記入できるようにしてあります。足らなければ印刷しますので、お知らせください。</p>
議長	<p>国としてゆくゆくはタブレットを利用して管理するようになっていくようです。集計等も農水省が行うということです。</p>

	<p>日南町はタブレット端末を来年度導入して推進委員を中心にお渡しするようになると思います。</p> <p>(9番 奥迫農業委員挙手) 9番、奥迫農業委員。</p>
奥迫農業委員	<p>ちょっと質問です。タブレットの件ですが、今配布は来年度ということ、推進委員を中心に配布ということをおっしゃいましたが、先ほどの事務局の記録簿の説明がいずれ農水省で統計を取っていくということにしては、出発がチグハグだったら、タブレットの使い方としては現地調査等で利用できるということは理解しますが、記録簿の兼ね合いを考えるとおかしいと思いますので、事務局から出発は一緒という意見を出していただければと思います。実施する場合にも受け止め方について危惧するところもあります。</p>
松本事務局長	<p>タブレットの件につきましては、私のほうから説明させていただきます。先ほど会長からタブレットの件をお話しされましたが、今年の5月ごろの時点では全推進委員に配布できるタブレットを準備したいという考えでしたが、最終的には各農業委員会推進委員の半分程度のタブレットを国が予算化するという事で鳥取県に配分されるということです。国では農地ナビとタブレットが連動するように考えているようですので、農地ナビを導入していない自治体もあります。そういったところはタブレットを要求していないと思っております。日南町としては推進委員半分の台数ではなく、9台のタブレットを要求しております。</p> <p>活動日誌についてもゆくゆくはタブレットで管理していくことになると思いますが、今回のタブレットは将来的な情報を入れていく、農水省の衛星画像とデジタルの図面を結び付けていく、それを所有者、耕作者ごとに色分けしたものを農地プランで話し合っていくということが第一の目的になっております。</p>
議長	<p>もともと農水省としては全国農業委員会、農業委員、推進委員にタブレットを配布する予定でしたが、予算が半減しております。</p>
吉川農業委員	<p>よろしいですか。要望になってしまいますが、タブレットのことで1点、来年度9台分の予算化されているようですが、以前使用させてもらったタブレットよりどれほど高性能になるのかわかりませんが、日南町の電波状況では現場で使える性能のものではないと考えますが、本当に農地ナビと連携しながら現場活用できるものが支給してもらえるのかということをお聞きしたいです。</p>
松本事務局長	<p>タブレットの通信費についても予算化の要求はしております。実際の使用はソフトバンクの回線を使用することになると思います。全国農業会議が、各市町村のタブレット契約の窓口になってくださるということです。通信料の中には若干の個人情報などを取り込むようになっておりますので、万が一盗難・紛失等があった場合には他のタブレットから見られないように情報を消すようなセキュリティシステムが導入されているようです。おそらく携帯電話が入るエリアでの使用になると思いますが、日南</p>

	<p>町内でも 7 集落程度携帯の電波がつながりにくいところもあるようですので、そういった場合にはつながるところに移動していただいて入力するようになると思います。そのあたりはご了解いただけたらと思います。</p>
吉川農業委員	<p>タブレットにデータを取り込んで保存するシステムではなく、現場に必要なデータはすぐに見られるけれども、スイッチを切ればデータは元々のところに保存されて、タブレットには何も残らないというようにしてもらうのが一番安全で、我々も使いやすいものになると思うんです。ですので、そういったことができるような性能があるタブレットを貸し出ししてほしいと思います。とても今の単価のタブレットでは立ち上げるまでに時間がかかってしまい、現場が移動してしまうということになるようなものしか想定されていないように感じましたので、そのところを是非要望するところであります。</p>
松本事務局長	<p>わかりました。国のほうにも確認してみたいと思います。国もタブレット専用のソフトを開発しているということですが、どういったものになるのかは情報がありませんので、直接農地ナビの情報が見られるのかということも確認しながら報告をさせていただけたらと思います。ただ、タブレットと農地ナビは連動させるということで聞いております。例えば遊休農地調査で A 判定、B 判定となった農地をタブレットから農地ナビへ移行できるということを聞いております。</p>
議長	<p>(3 番 加藤農業委員挙手) 3 番、加藤農業委員。</p>
加藤農業委員	<p>タブレットの話ですが、反映されるのは 22 ページの緑と黄色以外の内容を計画されておるといことですか。</p>
主幹	<p>タブレットでどういったことができるかということに関しましては、事務局長もお話ししましたが、詳しいことが分かっていません。本日の資料の 6 成果目標の設定についての右肩に 22 ページと記載されていることについて色分けしたことが書いてありますが、これにつきましては、タブレットの有無ではなく日南町では 5・6 月ごろに総会で作成しておりました活動目標、点検評価の項目がこのような形に変わってくるということです。ですので、タブレットを持って農地パトロールに行く際には緑色の令和 3 年度の利用状況調査で判明した農地を令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で 5 分の 1 ずつ解消していくような計画を作成するということになっておりますので、この 5 分の 1 を各地域で見ながら解消できた、できていないとか、さらに悪化して黄色になってしまった。赤になってしまったから非農地判断が必要だとかといったことを現地でデジタルの地図を見ながら判断して、これまでは紙の地図で行っていましたので、帰ってから職員が集計しなおしてという作業していました。理想としては一発でその場で直るという動きになっているということです。ですがタブレットの中身につきましては、先程からご指摘いただいているように十分に動くものなのか、どういったソフトが入っているのかということが国のほうから示されてい</p>

	<p>ませんので、今の時点事務局で準備しているのは、皆さんと一緒に歩いた紙の地図を清書しなおして令和4年度持って歩けるように作っておりますのでそこに5年先までの目標値を書き加えたりしながら歩けるようにしておく。現時点では対応できるようにしておきたいと思っております。国の目標としては5月末には9台のタブレットが日南町に入ってくるということ聞いております。6月の総会には農地パトロールの日程調整をお願いする時期でもありますので、もう一度タブレットをさわっていただいて、こんなふうに地域が回れるなとかこういう時に作業をしようかという形で相談しながら取組んでいきたいと思っております。ですので、タブレットで何ができるかということが分かっていないのが現状です。国のほうには使いやすいもの、十分活用できるものをとということで要望したいと思っておりますし、事務局としては動ける体制を準備して臨みたいと思っております。</p>
加藤農業委員	<p>入力方法、内容についても日南町として一緒に検討していけばいいのではと思います。</p>
議長	<p>その他ありますか。 (8番 吉川農業委員挙手) 8番、吉川農業委員。</p>
吉川農業委員	<p>国からのガイドラインの中で活動記録を出すというもとなるのが、国が勝手に80%の集積目標を上げてそこに至らないので、我々の活動が足りないで成果が出てこないということを言いたいがためにこれだけの活動記録を出すということだと思いますが、もともと国が挙げている80%の根拠というものが我々にはわかっておりませんし、それを達成したときに日本の農業がどういう姿になっているか、農家がどれだけいい暮らしができるか、農産物の自給率がどれだけ上がって国民に還元できるのか。そのあたりがないのに集積だけをどんどんしなさいと言われてるようにしか思えません。しかも例えば日南町の中で国が言うような農業経営を目指して集積をしていこうと思うと農地の条件が全く合いません。1桁も2桁も条件が悪いということ2・3町植えの田んぼが最低でも50a以上の区画で20ha、30haは個人農家でも経営できるような農業ができる環境を作ってもらわないと、この80%の集積というのは無理な話だと思います。そういった農村の農地現状をきちんと国に判らせていきたい。国はわかっると言いながらそこに向かうための予算は全くつけてこないということですので、そのギャップでいくら我々が田んぼを借りてください、作ってくださいと汗をかいても現実的に農家は対応できないということです。そのギャップをどのように埋めていくかということ議論するものがないと、我々は何のための汗をかくかということになってしまいますので、そこをしっかりと上げてくださると議論できる場が必要だと思います。</p>
議長	<p>ただ今の要望につきましては県の農業会議を通じて検討していただくようにいたします。 その他 協議第2号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、次に移ります。</p>

その他	議長	その他事務局お願いします。
	松本事務局長	先月の総会でもお伝えしましたが、次回総会は、令和4年3月30日(水)午前9時から臨時総会をお願いできたらと思っております。 内容としましては人事案件の他に認定農業者の審査会の結果を報告させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。 また、本日総会終了後、水田活用交付金の見直しについて農林課長、室長、再生協の担当職員から見直しの概要について研修があります。また、研修終了後、広報委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、広報委員の皆様は残っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
	議長	その他皆さんからありますでしょうか。 (福田農地利用最適化推進委員拳手) 福田農地利用最適化推進委員。
	福田推進委員	臨時総会の日程につきましては承知しましたが、来月の総会の日程についてはこの場では教えていただけませんかでしょうか。
	松本事務局長	3月30日につきましては人事案件と認定農業者の報告ということで開催させていただけたらと思っております。 前回の臨時総会でも同じように開催させていただいておりますので、お忙しいとは思いますが、農業委員のみで開催させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。 次回4月の総会ですが、4月11日(月)午前9時から開催をお願いできればと思っております。
閉会	議長	3月30日の総会は農業委員のみ出席いただきたいと思っております。 4月の総会は4月11日(月)午前9時からお願いします。 皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和3年度第12回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和4年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員